

茨城県建築審査会

設置根拠 法令等	建築基準法第78条第1項，茨城県建築審査会条例
設置年月日	昭和25年11月23日
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法に規定する特定行政庁（知事）の許可に関する同意・ 建築基準法令の規定による特定行政庁，建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する裁決・ 特定行政庁（知事）の諮問に応じ，建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議並びに関係行政機関に対しての建議
委員数・任期	7人・2年
委員の氏名	【建築】 柴 恭 （会長） 【法律】 水口 二良 【経済】 石川 和宏 【建築】 柳下 文江 【都市計画】 小柳 武和 （会長代理） 【公衆衛生】 小松 満 【行政】 渡邊 洋子 * 【 】内は建築基準法に定める選任分野
会議の公開	原則として公開 (ただし，茨城県建築審査会条例第6条ただし書の規定に基づき非公開の場合があります。)

<平成28年度 第1回茨城県建築審査会>

日時	平成28年9月30日(金)	午後2時～
場所	県庁舎9階 共用会議室901	
審議事項	<p>【報告第1号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について〔第1号議案〕 (那珂郡東海村照沼地区における倉庫の新築)・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について〔第2号議案〕 (鹿嶋市志崎地区における一戸建ての住宅の新築)・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について〔第3号議案〕 (鹿嶋市谷原地区における一戸建て住宅の新築)・ 建築基準法第48条第7項ただし書許可に係る報告について〔第4号議案〕 (牛久市ひたち野西地区における自動車販売店舗・修理工場の用途変更) <p>報告第1号については、報告を受理</p> <p>【審査請求に係る協議】</p>	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739

<平成28年度 第2回茨城県建築審査会>

日時	平成28年11月25日(金)	午後2時～
場所	県庁舎11階 共用会議室1103	
審議事項	【報告第2号】 ・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について〔第1号議案〕 (鹿嶋市神向寺地区における一戸建ての住宅の新築) ・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について〔第2号議案〕 (結城市結城地区における一戸建ての住宅の改築) 報告第2号については、報告を受理	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739

<平成28年度 第3回茨城県建築審査会>

日時	平成29年1月26日(木)	午後2時～
場所	県庁舎11階 共用会議室1103	
審議事項	<p>【同意第1号】</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法第44条第1項第2号の許可について [第1号議案] (東海村舟石川地区における歩行者通路上屋の新築) <p>【報告第3号】</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る報告について [第1号議案] [第2号議案] (東海村照沼地区における火力発電施設の増築) <p>同意第1号については、同意 報告第3号については、報告を受理</p>	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739

<平成 28 年度 第 4 回茨城県建築審査会>

日時	平成 29 年 3 月 23 日 (木)	午後 2 時～
場所	県庁舎 1 1 階 共用会議室 1 1 0 3	
審議事項	<p>【同意第 2 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 48 条第 7 項ただし書の許可について [第 1 号議案] (神栖市平泉地区におけるガソリンスタンド及び自動車修理工場の用途変更) ・ 建築基準法第 48 条第 7 項ただし書の許可について [第 2 号議案] (牛久市猪子地区における自動車販売店舗・修理工場の増築) <p>【同意第 3 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の許可について [第 1 号議案] (守谷市緑地区における事務所一部工場の新築) <p>【報告第 4 号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書許可に係る報告について [第 1 号議案] [第 2 号議案] (鹿嶋市神向寺地区における一戸建ての住宅の新築) <p>同意第 2 号及び第 3 号については，同意 報告第 4 号については，報告を受理</p>	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739